

(照会先)  
厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室  
災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819)  
救 助 係 長 吉元 信治 (内線 2819)  
電話 (代表) 03-5253-1111  
(夜間直通) 03-3595-2614

平成24年7月5日(21:45)

## 7月3日からの大雨被害にかかる災害救助法の適用について (第3報)

### 1 災害の概要

7月3日からの大雨による被害により、大分県日田市及び中津市、福岡県朝倉市において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県及び福岡県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【大分県】</b> 日田市 (ひたし) 中津市 (なかつし)	7月3日 7月3日	7月3日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
<b>【福岡県】</b> ※朝倉市 (あさくらし)	7月3日		

(注) ※は今回適用分

### 2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置